

## パシフィコ横浜施設内広告掲出基準

パシフィコ横浜の施設内において広告を掲出する場合、その内容については、以下の基準に従うこととする。

### I. 国際コンベンション施設としての品格を損なわないものであること

1. 施設内装との調和・美観を損なわないもの
2. 図案、色彩などが公衆に不快の念を与えないもの
3. 広告主に違法行為等、反社会的行為の嫌疑がないこと

### II. 広告の掲出内容が以下に該当するものは掲出不可とする

1. 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明瞭なもの
2. 内容が不明瞭なもの
3. 虚偽、若しくは表現が不正確で誤認される恐れがあるもの
4. 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
5. 公の秩序または善良な風俗に反する恐れがあるもの
  - ①暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を肯定または美化するもの
  - ②醜悪、残虐、猟奇的で不快感をあたえる恐れがあるもの
  - ③性に関する表現が、露骨、猥褻なもの
  - ④犯罪行為を助長、誘発する恐れがあるもの
6. 他者の中傷・誹謗(ひぼう)するおそれのあるもの
7. 差別、名誉毀損、プライバシーの侵害等、人権を侵害する恐れがあるもの
8. 信用毀損、業務妨害の恐れがあるもの
9. 詐欺的または健全性を欠いた経済行為に係るもの
10. 法律、政令、省令、条例、条約、公正競争規約に違反、又はその恐れがあるもの
11. 許可・認可を要する業種で、許可・認可のない広告主によるもの
12. 名前、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
13. 宗教活動・政治活動・意見広告に関するもの
14. 当社の事業の妨げとなるもの、但し、当社が承認したものについてはこの限りではない
  - ①当社および当社テナント・協力会社の事業と競合するもの
  - ②当社の競合事業者を直接または間接的に宣伝するもの
  - ③当社の事業、施設の社会的評価、品位を低下させると判断されるもの
  - ④当社施設にて開催される催事の利益を著しく損なうと判断されるもの
15. その他当社が不適切であると判断したもの

2009年6月1日施行開始